

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5. 前払式支払手段発行者関係 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅲ 前払式支払手段発行者の検査・監督に係る事務処理上の留意点	Ⅲ 前払式支払手段発行者の検査・監督に係る事務処理上の留意点
Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続	Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続
Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等	Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等
(１)～(４) [略]	(１)～(４) [略]
(５) 第三者型発行者の登録の申請の処理	(５) 第三者型発行者の登録の申請の処理
①・② [略]	①・② [略]
③ 財務局長は、登録を拒否したときは、 <u>資産運用・保険監督局長</u> に対して別紙様式 8 による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。	③ 財務局長は、登録を拒否したときは、 <u>総合政策局長</u> に対して別紙様式 8 による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。
(６)～(１０) [略]	(６)～(１０) [略]
(11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等	(11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等
① 前払式支払手段発行者に係る定期報告	① 前払式支払手段発行者に係る定期報告
財務局長は、別紙様式 14 による届出・登録状況調査表及び別紙様式 15 による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から 3 ヶ月末までに <u>資産運用・保険監督局長</u> に対して送付するものとする。	財務局長は、別紙様式 14 による届出・登録状況調査表及び別紙様式 15 による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から 3 ヶ月末までに <u>総合政策局長</u> に対して送付するものとする。
② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出	② 自家型発行者届出及び第三者型発行者登録状況一覧表の提出
イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三	イ. 届出のあった全ての自家型発行者及び登録を行った全ての第三

改正後	現 行
者型発行者について作成した別紙様式 16 による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後 20 日以内に<u>資産運用・保険監督局長</u>に対して送付するものとする。 □. [略] Ⅲ－８ 行政処分の連絡 (１) 登録を拒否した場合（法第 10 条） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>資産運用・保険監督局長</u>に対して別紙様式 8 による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (２) ～ (４) [略] 別紙様式 8（ひな型） <u>資産運用・保険監督局長殿</u> （日本産業規格 A 4） 文書番号 年 月 日 財務（支）局長 第三者型発行登録申請者の登録の拒否について [略]	者型発行者について作成した別紙様式 16 による届出・登録状況一覧表を、届出及び登録の都度更新し、各基準日時点での当該一覧表の写しを、各基準日後 20 日以内に<u>総合政策局長</u>に対して送付するものとする。 □. [略] Ⅲ－８ 行政処分の連絡 (１) 登録を拒否した場合（法第 10 条） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>総合政策局長</u>に対して別紙様式 8 による第三者型発行者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (２) ～ (４) [略] 別紙様式 8（ひな型） <u>総合政策局長殿</u> （日本産業規格 A 4） 文書番号 年 月 日 財務（支）局長 第三者型発行登録申請者の登録の拒否について [略]